

映画の制作現場における 取引の適正化に関する指針 【概要】

令和8年6月

内閣府 知的財産戦略推進事務局
公正取引委員会

本指針策定までの経緯等

閣議決定

- **新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）**
「映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、（中略）映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を行う。」
- **新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）**
「映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、（中略）（上記実態調査の）結果を踏まえて、独占禁止法上の考え方を明確にする指針を策定する。」

実態調査報告書※の公表（令和7年12月）

※ 映画の制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査報告書

調査対象

- ① 製作委員会等と元請制作会社間の取引
- ② 元請制作会社と下請制作会社間の取引
- ③ 制作会社とフリーランス間の取引

左記各取引段階について、独占禁止法、取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法（以下「独占禁止法等」という。）の観点などから問題となり得る行為を整理（次頁一覧表参照）。

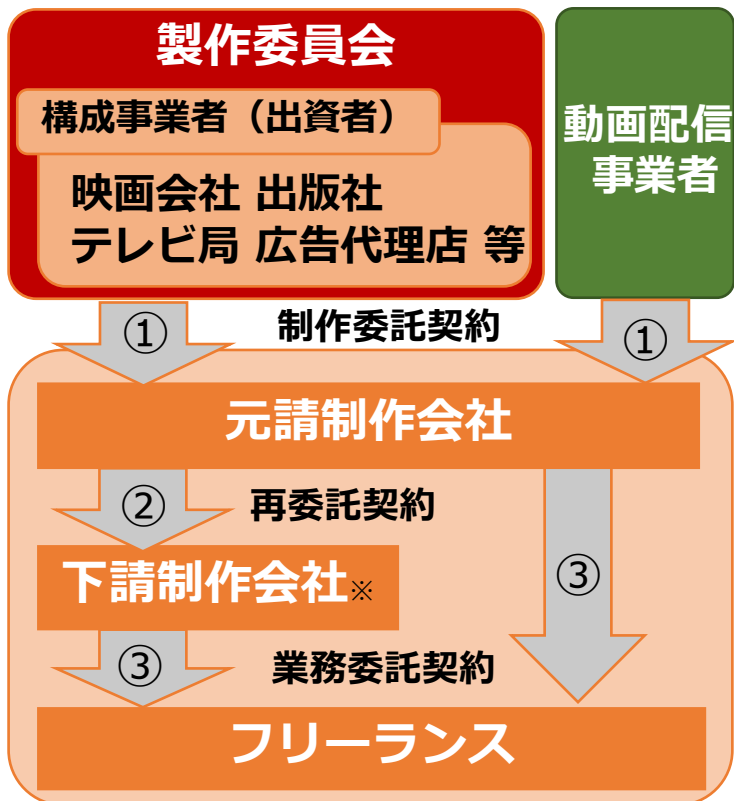
本指針の策定

実態調査報告書を踏まえ、独占禁止法等の観点などから、上記①～③の各取引段階において、発注者が**採るべき行動等**※を示す。

※ 併せて「問題となり得る行動例」及び「取引の適正化のために参考となる行動例」についても示す。

本指針の対象となる取引及び行為

取引の流れ



※ 映画業界においては、元請制作会社から他の制作会社へ委託される場合があるほか、これらの制作会社から美術会社など専門技術を有する会社等へ委託がなされる場合があるところ、このような委託先の会社は「協力会社」や「下請制作会社」、「下請会社」と呼称されている。本指針においては「元請制作会社」に対応する呼称として「下請制作会社」を使用する。

取引段階	取引時点	問題となり得る行為
① 製作委員会・ 元請制作会社間の取引	発注時点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞 ◆ 著しく低い取引対価（制作委託費） ◆ 一方的な取引対価の設定 ◆ 著作権の無償譲渡
	取引の 履行過程	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発注取消し ◆ 期間延長等に伴う追加制作委託費の不払 ◆ 減額・支払遅延（不払）
① 動画配信事業者・ 元請制作会社間の取引		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 一方的な取引対価の設定 ◆ 視聴回数等情報の非開示
② 元請制作会社・ 下請制作会社間の取引	発注時点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞 ◆ 著しく低い取引対価（制作委託費） ◆ 一方的な取引対価の設定
	取引の 履行過程	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発注取消し ◆ 期間延長等に伴う追加制作委託費の不払 ◆ 減額・支払遅延（不払）
③ 制作会社・ フリーランス間の取引	発注時点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞 ◆ 著しく低い報酬の額 ◆ 短納期発注による割増料金等の不払
	取引の 履行過程	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発注取消し ◆ 期間延長等に伴う追加報酬の不払 ◆ 減額・支払遅延（不払）

製作委員会（構成事業者）が採るべき行動等（主な項目①）

書面等による取引条件の明示

- ✓ 取引条件が不明瞭であることによるトラブルが生じることがないように元請制作会社に対する**制作委託に際して、直ちに、取引条件を明示すること**
- ✓ 未定事項についても十分に協議した上で可能な限り早期に定め、その後直ちに、書面等により明示すること

【問題となり得る行動例】



発注は口頭のみで行い、取適法で求められる明示事項のうち内容が定まった事項を記載した書面等を交付していない。

脚本確定前に発注した際に、脚本が確定するまでは出演者、撮影期間、撮影場所、衣装等の予算に影響する事項が定まらないため、取引条件の多くを未定事項とする発注書を交付せざるを得なかった。その後、具体的な取引条件を定めることが可能となったにもかかわらず、書面等により補充の明示を行わなかった。

【取引の適正化のために参考となる行動例】



発注時点で契約書の全ての内容を確定できない場合、制作委託費の一部をクランクイン前に支払うため、契約書とは別に確定事項に関する覚書を作成して交付している。

発注時点では、脚本や出演者が確定しておらず、元請制作会社が制作コストを正確に見積もれないなどとし、制作委託費を定められない場合に、協議の上、発注書に「〇〇円（仮）」と仮の金額を記載した上で、事後的に、制作の実態に即して制作委託費の金額を変更できるようにしている。

プリプロダクション（企画開発）段階では、脚本の確定前などで取引条件が定まらない場合もあるため、企画開発の委託とプロダクション工程以降の制作工程に係る制作委託を別契約とし、前者について、企画開発費等の取引条件を定めた契約書を取り交わしている。

- ◆ 発注内容等の明示義務違反（取適法第4条第1項）
- 優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）を誘発する行為

製作委員会（構成事業者）が採るべき行動等（主な項目②）

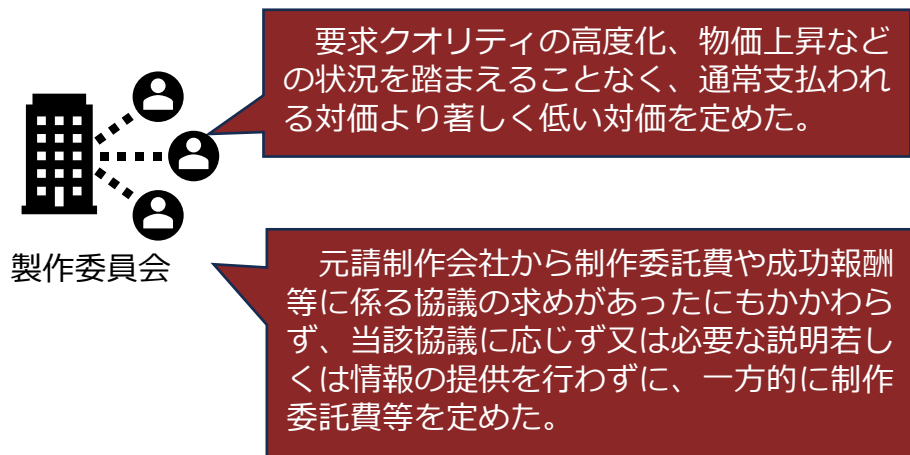
取引の対価の交渉・設定

- ✓ 制作委託費を決定するに当たっては、**必要な説明や情報の提供をしつつ十分に協議し、要求クオリティの高度化、物価上昇などの状況を踏まえた対価を定めること**

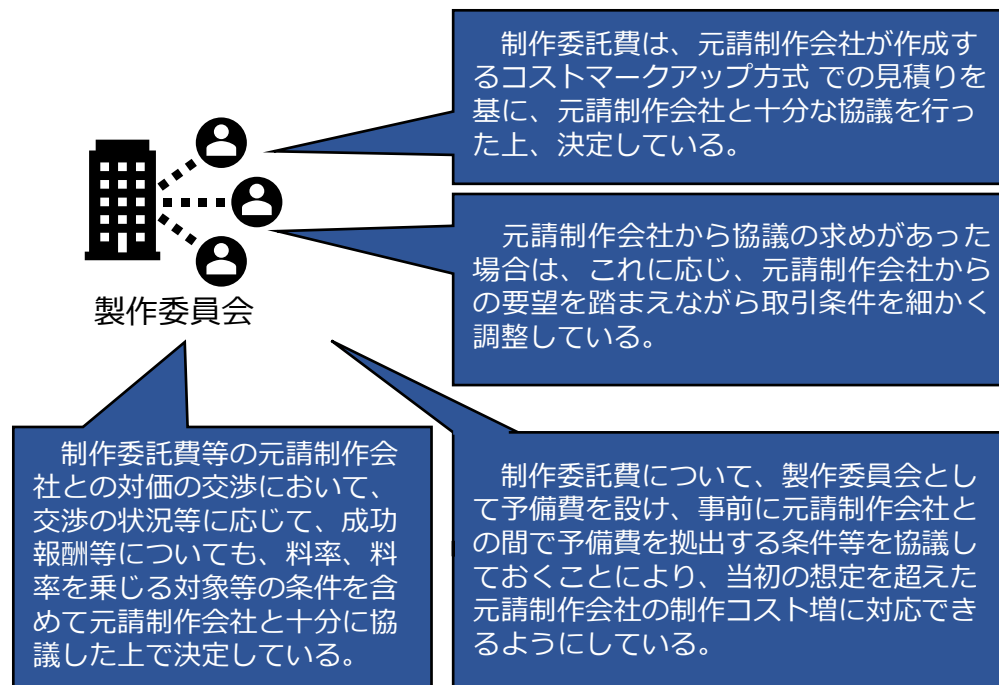
元請制作会社が採るよう努めるべき行動

- ✓ 元請制作会社においては、見積りの提出等に際して、想定される制作工程、必要人員、制作期間、想定されるリスク要因等の制作委託費に影響のある事項について、可能な範囲で具体的に説明するよう努めること

【問題となり得る行動例】



【取引の適正化のために参考となる行動例】



- ◆ 買ったとき（取適法第5条第1項第5号）
- ◆ 協議に応じない一方的な代金決定（取適法第5条第2項第4号）
- 優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）

製作委員会（構成事業者）が採るべき行動等（主な項目③）

制作委託費の追加支払

- ✓ 元請制作会社の責めに帰すべき理由がないのに、元請制作会社に対して、**制作期間の延期・延長、当初契約と異なる業務、やり直し（リメイク）**などを行わせることにより、**元請制作会社に追加の費用が発生した場合には、追加の制作委託費を支払うこと**
- ✓ 給付の受領の前後を問わず、必ずしも事前に給付を充足する条件を明確にできなかったが、元請制作会社の給付の内容が当初委託した内容と異なる等とし、やり直し（リメイク）等をさせる際には、その費用について、製作委員会（構成事業者）がやり直し（リメイク）等をさせるに至った経緯等を踏まえ、元請制作会社と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定すること

元請制作会社が採るよう努めるべき行動

- ✓ 製作委員会から制作期間の延期・延長、当初契約と異なる業務、やり直し（リメイク）を求められ、追加の費用が発生した場合に、追加の制作委託費の支払に関する協議を行うときは、追加で必要となった人員、制作期間等について、可能な範囲で具体的に説明するよう努めること

【問題となり得る行動例】

制作委託費を含む取引条件が定まった後に、脚本の内容を変更し、元請制作会社に対して、脚本に合わせたロケ地・キャスト等を追加・変更する要望を出したが、増加した分の費用を支払わなかった。

制作委託契約の給付の内容には含まれていなかったが、メイキング映像や字幕の作成が必要となったため、追加の費用を支払わずに当該作業を行わせた。



撮影スケジュールを組んだ後に製作委員会が追加でキャストを指定したため、撮影期間が延びて追加費用が生じたが、追加費用を支払わなかった。

発注時に明示されていなかったクオリティの基準について、製作委員会が委託契約を結ぶ監督が一方向的に高い基準を設定し、クオリティアップのためにやり直しを求めたため、費用が増加し、追加費用の支払を求められたが、完成保証義務（制作委託費の範囲内で制作委託業務を完遂させる義務）の範囲内であるとして、一切交渉に応じず、支払わなかった。

【取引の適正化のために参考となる行動例】



天候不良による撮影延期のため制作期間が延長し、人件費等の費用が増加した際に、元請制作会社に追加費用発生責任がない場合は、当該増加した分の費用を元請制作会社に支払っている。

制作委託契約に含まれていない広告や予告編などの制作を求める場合は、別途発注し、費用を負担している。

元請制作会社の責めに帰すべき理由がないキャストの事故等により制作委託費の追加が必要になった場合には、元請制作会社と協議の上、追加費用が必要な理由・工程、追加費用の支払をしなければどのような事態が発生するかを確認し、その内容に応じて追加費用の支払額を決定している。

- ◆ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（取適法第5条第2項第3号）
- 優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）

製作委員会（構成事業者）が採るべき行動等（その他の項目）

元請制作会社に帰属する著作権が譲渡される場合の譲渡対価の交渉・設定

- ✓ 元請制作会社に帰属する著作権を製作委員会に譲渡させるに際し、制作委託費に著作権の譲渡対価を含める場合には、必要な説明又は情報の提供をしつつ十分に協議を行って対価を定めること

発注取消し

- ✓ 元請制作会社の責めに帰すべき理由がないのに発注を取り消す場合は、元請制作会社がそれまでに支出した費用等を支払うこと

減額

- ✓ 元請制作会社の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた制作委託費の減額をしないこと

支払遅延・不払

- ✓ 映画制作の多層構造において、発注側の取引の支払が滞ることで、受注側の取引における支払遅延につながる可能性があることから、できる限り短い期間内で支払期日を定めて、制作委託費をその支払期日までに元請制作会社に支払うこと

元請制作会社が採るよう努めるべき行動

- ✓ 製作委員会（構成事業者）が元請制作会社からの請求書に基づき代金を支払っている場合には、請求書を速やかに製作委員会（構成事業者）に提出するよう努めること

動画配信事業者が採るべき行動

取引の対価の交渉・設定

- ✓ 制作委託費を決定するに当たって、元請制作会社から、レベニューシェア型等の報酬体系を含め、価格に関する協議の求めがあった場合は、必要な説明や情報の提供を行いつつ、十分に協議を行って対価を定めること

視聴回数等情報の開示

- ✓ 制作委託費を決定するに当たって、元請制作会社から、価格に関する協議の求めがあった場合は、視聴回数等情報の提供を含め、必要な説明や情報の提供を行いつつ、十分に協議を行って対価を定めること

採ることが望ましい行動 ※

- ✓ レベニューシェア型契約の場合だけでなくフラット型契約の場合にも、契約更新時、シリーズ作品、当該制作会社等の類似の作品等の契約に当たり、対価についての適切な交渉を行うために必要な範囲で、当該コンテンツに係るユーザーによる視聴回数等に係る情報を提供すること

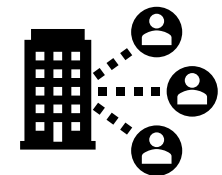
※ 取適法の適用対象でない場合も、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、発注者の立場として採ることが望ましいと考えられる行動。

元請制作会社が採るべき行動等（主な項目①）

書面等による取引条件の明示

- ✓ 取引条件が不明瞭であることによるトラブルが生じることがないように、下請制作会社に対する映画制作に係る委託に際して、直ちに、取引条件を明示すること
- ✓ 未定事項についても十分に協議した上で可能な限り早期に定め、その後直ちに、書面等により明示すること

【問題となり得る行動例】



元請制作会社

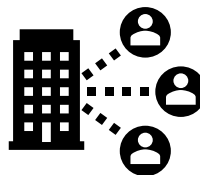
秘密保持やデータ保管に関する契約書については取り交わしたが、書面等で制作委託費等の取引条件を明示することはしなかった。

事後的に作業が追加されるなど委託内容を変更せざるを得ないことが多く、委託当初の段階で具体的な作業量を推し量ることが困難であり、予算を決めることができなかったため、発注時点で書面等による明示を行わず、その後具体的な作業量の見通しが立った後も、書面等による明示を行わなかった。

発注時点で代金が定められなかったため、書面等による明示を行わず、納品後に、代金を含む取引条件を記載した契約書を取り交わした。

- ◆ 発注内容等の明示義務違反（取適法第4条第1項）
- 優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）を誘発する行為

【取引の適正化のために参考となる行動例】



元請制作会社

発注時点では制作委託費、納期などの明示事項等を協議し、決定した事項を記載した発注書を直ちに交付した上で、その後未定事項や細かな各条件を詰め、業務着手前に契約書を取り交わすようにしている。

元請制作会社は、製作委員会との制作委託契約において、再委託先の権利に関しても譲渡を受けるなどして権利処理を適切に行う義務を負うことがあり、そのような場合は、下請制作会社への委託に際しては、権利処理を含め取引条件を書面で提示している。

元請制作会社が採るべき行動等（主な項目②）

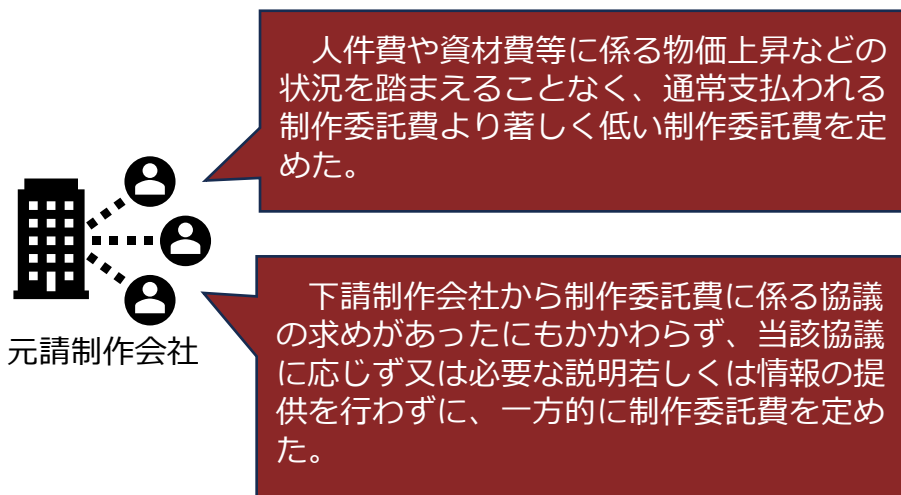
取引の対価の交渉・設定

- ✓ 映画の制作に係る委託費を決定するに当たっては、**必要な説明や情報の提供をしつつ十分に協議し、物価上昇などの状況を踏まえた対価を定めること**

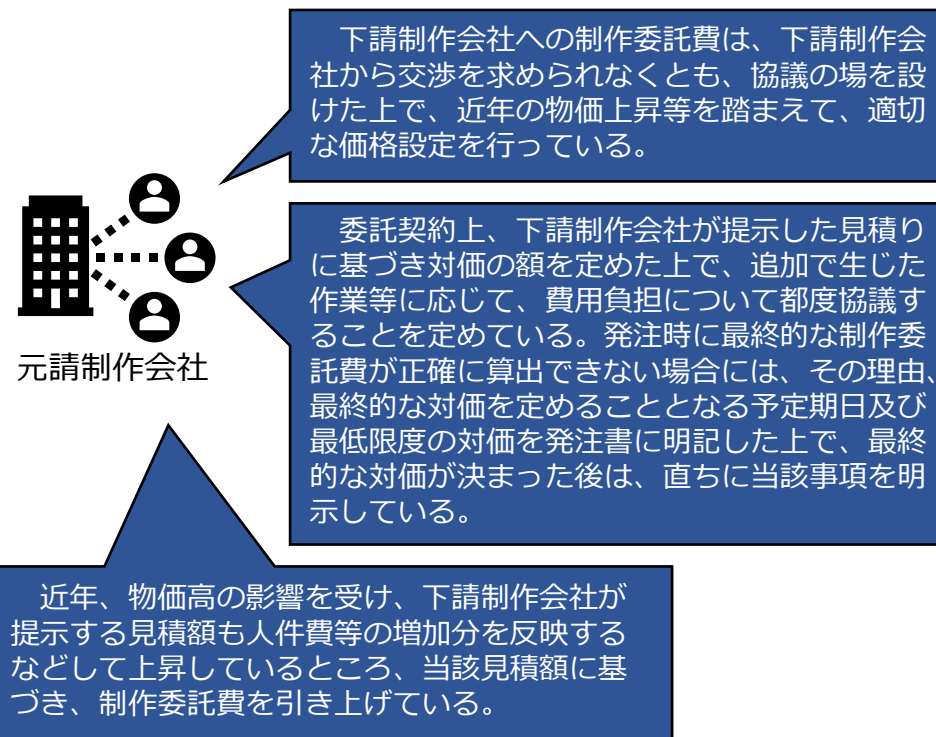
下請制作会社が採るよう努めるべき行動

- ✓ 見積りの提出に際して、想定される必要人員、制作期間等の映画の制作に係る委託費に影響のある事項について可能な範囲で具体的に説明するよう努めること

【問題となり得る行動例】



【取引の適正化のために参考となる行動例】



- ◆ 買ったとき（取適法第5条第1項第5号）
- ◆ 協議に応じない一方的な代金決定（取適法第5条第2項第4号）
- 優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）

元請制作会社が採るべき行動等（主な項目③）

制作委託費の追加支払

- ✓ 下請制作会社の責めに帰すべき理由がないのに、下請制作会社に対して、**制作期間の延期・延長、当初契約と異なる業務、やり直し（リメイク）などを行わせることにより、下請制作会社に追加の費用が発生した場合には、追加の制作委託費を支払うこと**
- ✓ 給付の受領の前後を問わず、必ずしも事前に給付を充足する条件を明確にできなかったが、下請制作会社の給付の内容が当初委託した内容と異なる等とし、やり直し（リメイク）等をさせる際には、その費用について、元請制作会社がやり直し（リメイク）等をさせるに至った経緯等を踏まえ、下請制作会社と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定すること

下請制作会社が採るよう努めるべき行動

- ✓ 元請制作会社から制作期間の延期・延長、当初契約と異なる業務、やり直し（リメイク）を求められ、追加の費用が発生した場合に、追加の制作委託費の支払に関する協議を行うときは、追加で必要となった人員、制作期間等について、可能な範囲で具体的に説明するよう努めること

【問題となり得る行動例】



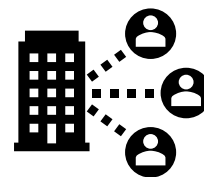
元請制作会社

下請制作会社に対して、当初の契約内容には含まれない作業を追加で依頼した。その際、追加で必要となる費用を支払わなかった。

発注時点でクオリティの基準を明示できなかったところ、納品物のクオリティに満足できないとして、抽象的な指示で繰り返しやり直し（リメイク）を求め、下請制作会社に生じた追加の費用の負担割合について、やり直し（リメイク）に至った経緯等を踏まえて協議することなく、当該追加費用を一切負担しなかった。

- ◆ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（取適法第5条第2項第3号）
- 優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）

【取引の適正化のために参考となる行動例】



元請制作会社

発注時に、下請制作会社に見積額を概算で算出してもらい制作委託費を決定しているが、実際に概算よりも費用が掛かった場合は、下請制作会社からの求めに応じて交渉を行っている。

委託内容の明確化のために、発注時に作業内容を一覧化した作業シートを作成した上で、追加の作業が発生した場合は、当該作業が必要となったことの責任の所在等について協議した上で、下請制作会社に責任がなければ追加費用を支払っている。

撮休日に撮影と関係なく俳優が怪我をし、下請制作会社に責任のない理由によって制作期間が延長した結果、追加費用が生じたとして下請制作会社から協議の申入れがあった。追加費用について製作委員会との協議を行った後、下請制作会社とも協議を行い、追加費用を支払った。

元請制作会社が採るべき行動等（その他の項目）

発注取消し

- ✓ 下請制作会社の責めに帰すべき理由がないのに発注を取り消す場合は、下請制作会社がそれまでに支出した費用等を支払うこと

減額

- ✓ 下請制作会社の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた制作委託費の減額をしないこと

支払遅延・不払

- ✓ 映画制作の多層構造において、発注側の取引の支払が滞ることで、受注側の取引における支払遅延につながる可能性があることから、できる限り短い期間内で支払期日を定めて、制作委託費をその支払期日までに下請制作会社に支払うこと

制作会社が採るべき行動等（主な項目①）

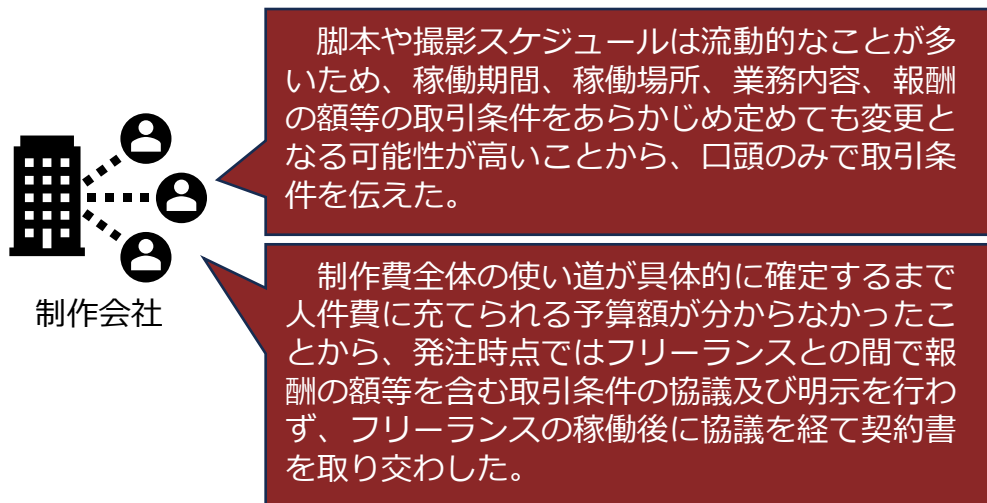
書面等による取引条件の明示

- ✓ 取引条件が不明瞭であることによるトラブルが生じることがないように、フリーランスに対する**業務委託に際して、直ちに、明示事項を明示すること**
- ✓ 未定事項についても十分に協議した上で可能な限り早期に定め、その後直ちに、書面等により明示すること

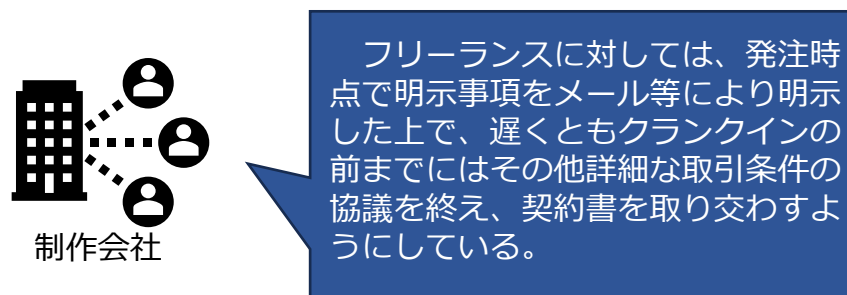
フリーランスが採るよう努めるべき行動

- ✓ 制作会社から発注書等で示される取引条件を十分に確認し、契約書への署名、その契約書の返送等必要な対応がある場合は速やかに行うよう努めること

【問題となり得る行動例】



【取引の適正化のために参考となる行動例】



- ◆ 取引条件の明示義務違反（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項）

制作会社が採るべき行動等（主な項目②）

取引の対価（報酬の額）の交渉・設定

- ✓ 報酬の額を決定するに当たっては、**必要な説明や情報の提供をしつつ十分に協議し、物価上昇などの状況を踏まえた対価を定めること**

フリーランスが採るよう努めるべき行動

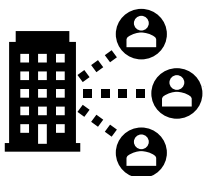
- ✓ 報酬の額の交渉に際して、想定される作業時間等の報酬の額に影響のある事項について、可能な範囲で具体的に説明するよう努めること

【問題となり得る行動例】

ある部門について、技師1名・助手3名の構成とし、それぞれのフリーランスとの間で業務委託契約を締結する際に、その部門に対する報酬の予算上限がある中で、助手の報酬の額を上げる代わりに技師の報酬の額を下げざるを得ないとして、技師に対して、通常支払われる報酬の額より著しく低い報酬の額を定めた。

継続的に取引があるフリーランスから、物価の上昇によりフリーランスが負担する資機材費、メンテナンス費等が上昇しているとして報酬の額の引上げを求められていたが、明示的に協議することなく、従来どおりに報酬の額を据え置くことで、通常支払われる報酬の額より著しく低い報酬の額を定めた。

フリーランスから代金の額に係る協議の求めがあったにもかかわらず、当該協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、一方的に代金の額を定めた。

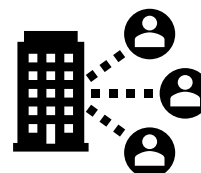


制作会社

【取引の適正化のために参考となる行動例】

フリーランスとは本人の技術力・経験等を考慮しつつ協議し、報酬の額等の取引条件を定めている。

フリーランスから協議の求めがあった場合は、これに応じた上で、物価上昇等の状況を踏まえて報酬の額等の取引条件を定めている。



制作会社

- ◆ 買ったたき（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号、取適法第5条第1項第5号）
- ◆ 協議に応じない一方的な代金決定（取適法第5条第2項第4号）

制作会社が採るべき行動等（主な項目③）

制作委託費の追加支払

- ✓ フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、フリーランスに対して、**制作期間の延期・延長、当初契約と異なる業務、やり直し（リメイク）などを行わせることにより、フリーランスに追加の稼働が発生した場合には、追加の報酬を支払うこと**
- ✓ 給付の受領の前後を問わず、必ずしも事前に給付を充足する条件を明確にできなかったが、フリーランスの給付の内容が当初委託した内容と異なる等とし、やり直し（リメイク）等をさせる際には、その費用について、制作会社がやり直し（リメイク）等をさせるに至った経緯等を踏まえ、フリーランスと十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定すること

フリーランスが採るよう努めるべき行動

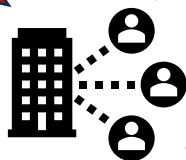
- ✓ 制作会社から制作期間の延期・延長、当初契約と異なる業務、やり直し（リメイク）などを求められ、追加の稼働が発生した場合に、追加の報酬の支払に関する協議を行うときは、追加で必要となった制作工程、制作期間等について、可能な範囲で具体的に説明するよう努めること

【問題となり得る行動例】

出演者の体調不良により、フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに撮影期間が数か月延長となった。その際、当初の撮影期間に加えて延長した期間についても作業をしていたフリーランスに対し、延長した期間分に相当する追加報酬を支払わなかった。

編集を担当したフリーランスに対し、編集作業を終え、試写会を行った後に、発注時に必ずしも明示していなかったクオリティの基準に達していないことを理由として編集作業のやり直しを指示した。当該フリーランスから編集作業のやり直しに要した追加報酬の支払を求められたが、一切交渉に応じず、支払わなかった。

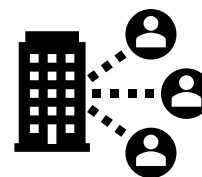
フリーランスへの発注後、当初の委託内容には含んでいなかった本来別の職種のフリーランスが行う作業を追加で担当させたが、追加報酬を支払わなかった。



制作会社

撮影スケジュールの遅延により、編集工程を担当するフリーランスに対し、委託当初に定めた作業期間を短縮するよう求めた。これによりフリーランスに追加の費用が生じたが、割増料金等の追加報酬を支払わなかった。

【取引の適正化のために参考となる行動例】



制作会社

撮影期間が延長される理由としては、俳優の体調不良、天候、監督の撮影方針など様々なものがあるが、フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、契約で定めた拘束期間後まで撮影期間を延長した場合は、追加で報酬を支払うようにしている。

予定していた撮影は全て終了したものの、フリーランスの責めに帰すべき事由がないのにリメイク（再撮影）が発生した場合は、追加で報酬を支払っている。

- ◆ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第2号、取適法第5条第2項第3号）

制作会社が採るべき行動等（その他の項目）

短納期発注

- ✓ 通常よりも短納期の発注を行う場合には、フリーランスと報酬の額を定めるに当たり、必要な説明や情報の提供をしつつ十分に協議し、フリーランスに発生する負担増を考慮した報酬の額を定めること

発注取消し

- ✓ フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに発注を取り消す場合は、フリーランスが行った作業に掛かる費用等を支払うこと

減額

- ✓ フリーランスの責に帰すべき事由がないのに、業務委託時に定めた報酬の減額をしないこと

支払遅延・不払

- ✓ できる限り短い期間内で支払期日を定めて、報酬をその支払期日までにフリーランスに支払うこと

フリーランスが採るよう努めるべき行動

- ✓ 制作会社がフリーランスからの請求書に基づき報酬を支払っている場合には、請求書を速やかに制作会社に提出するよう努めること

今後の対応

- ◆ 内閣府知的財産戦略推進事務局及び公正取引委員会は、関係府省庁・関係事業者団体等の協力を得て、**今後、本指針の周知を徹底**する。
- ◆ 公正取引委員会は、製作委員会（構成事業者）、動画配信事業者及び制作会社が本指針に記載の採るべき行動に沿わないような行為をすることにより、**独占禁止法、取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法に違反する場合には、厳正に対処**していく。